

直轄災害復旧事業	事業主体 直轄(国)	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
----------	------------	--------------------

趣 旨

「直轄災害復旧事業」は、国が造成した、又は造成中の土地改良施設が被災した場合、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる場合に行われる事業である。この災害復旧事業は土地改良法に基づいて実施される。

事業の内容

1. 事業の対象となる農業用施設
農業用施設の定義は「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じであり、そのうち国が造成した又は造成中のもので、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる施設。
2. 災害復旧事業の定義及び適用除外
「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

復旧手続き

対象となる施設に被害が発生した場合は、都道府県知事から地方農政局長に速やかに災害報告書を提出する。(地方農政局長は災害発生後15日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)
また都道府県知事は速やかに災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出する。(地方農政局長は災害発生後30日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)
農林水産大臣は提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費を決定する。

災害要因

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

負担割合

区分	国			県	地元
	土地改良法国庫負担率				
	通常負担率	一次高率	二次高率		
	1戸当たり事業費(総事業費/耕作者実数)が8万円までのもの	1戸当たり事業費が8万円を越え15万円までのもの	1戸当たり事業費が15万円を超えるもの		
農業用施設	65%	90%	100%	①国庫負担80%未満の場合。 全体事業費から国庫負担と地元負担を除いた額	
				②国庫負担80%以上の場合。 国庫負担残の60% 国庫負担残の40%	

注：連年災補助率嵩上げ、及び激甚法補助率嵩上げは該当しない。